

共済掛金の納入について

- 加入者掛金額と事業主掛金額を合わせて福利協会に納付します。
- 金額については、共済掛金請求書と請求内訳書をご確認ください。

①納入方法（どちらか一つ選択）

ア 銀行振込：福利協会の指定する金融機関へ振込(※1)

又は、

イ 口座振替：毎月27日(祝休日の場合は、翌営業日)(※2)

(※1) 振込手数料は、ご負担願います。

(※2) 施設・団体が指定する金融機関の口座から自動振替

口座振替を行う場合、別途届出が必要です。ご希望の場合は当協会へお問い合わせ下さい。

口座振替手数料は福利協会が負担します。

退職一時金の受取口座として登録します。他の金融機関で受取りを希望する場合は、都度様式にご記入する必要があります。

②納入期限（納入方法が銀行振込の場合）

当該月の月末まで

③入金確認(翌月5日頃)

福利協会を確認後、納入がなかった場合、施設・団体へ連絡します。



退職共済規程(抜粋)

(掛金の納付義務)

第10条 省略

2 共済契約者等は、加入者が納入した掛金を毎月取りまとめ、事業主負担分と合わせて、当該月の末日までに本会へ納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 掛金の納付が、納付期限後1カ月を超えた場合は、年利14.6%の割合で納付した日までの日数によって計算した額の延滞金を共済契約者から徴収する。ただし、計算された額500円未満の場合は、徴収しない。